

議案第58号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年7月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

1 当 事 者

原 告 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市

代表者 南あわじ市長 守 本 憲 弘

被 告

2 事 件 名 債務不存在確認請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 国家賠償事故に起因して原告の被告に対する損害賠償について金60万円を超える金員の支払い義務がないことを確認する。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 訴えの対象経費

- (1) 訴訟物の価額 4,434,639円
- (2) 貼用印紙額 28,000円

5 訴訟の方針

- (1) 南あわじ市の指定代理人をもって提訴する。